

祝賀御列の儀を国の儀式として行うことについて

〔令和元年9月20日〕
閣議決定

- 1 国の儀式として、祝賀御列の儀を行う。
- 2 祝賀御列の儀は、令和元年10月22日、宮殿から赤坂御所までの間において行う。なお、当日が荒天等のため挙行することができない場合には、同月26日にこれを行うこととし、同日が荒天等のため挙行することができない場合には、これを行わない。
- 3 祝賀御列の儀の細目は、内閣総理大臣が定める。